

e-Probatio PS2 サービス重要事項説明書

e-Probatio 認証局(以下、本認証局といいます)は、「電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年 5 月 31 日法律第 102 号)」(以下、電子署名法といいます)において、主務大臣より「特定認証業務」の認定を受けた認証業務を行っています。また、利用者証明書に表示される情報のうち所属組織法人番号、所属組織名、所属組織住所、電子委任項目については、「電子委任状の普及の促進に関する法律(平成 29 年法律第 64 号)」(以下、電子委任状法といいます)に従った方法にて業務を行っています。

本認証局のサービスを利用するにあたり、特に留意する点を以下に記します。

① 虚偽の利用申込みに対する罰則

虚偽の申込みをして、不実の証明をさせた者は、電子署名法第6章第41条に基づいて罰せられます。

② 電子署名の法的効果

電子署名は自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものであるため、利用者秘密鍵が格納されているICカード及びICカードを使用する際に必要となるICカードPINについては、十分な注意をもって管理してください。

③ 利用者証明書の失効申込み

利用者秘密鍵が危殆化(盗難、漏洩等により他人によって使用され得る状態になることをいいます。以下同じです)、又は危殆化した恐れがある場合、あるいは電子証明書に記録されている事項に変更が生じた場合、又は電子証明書の利用を中止する場合には、遅滞なく電子証明書の失効申込みを行わなければなりません。

④ 使用する署名アルゴリズム

認定認証業務に係わる電子証明書を使用する場合における電子署名のためのアルゴリズムは、e-Probatio 認証局認証業務規程及び e-Probatio PS2 サービス 証明書ポリシーで指定したもの(SHA256withRSA、SHA384withRSA、SHA512withRSA)を使用する必要があります。

⑤ 属性等についての説明

利用者証明書に表示される情報のうち、利用者が利用者証明書に記載された利用者本人である事については、電子署名法に定める認定認証業務における認定の対象として確認及び表示が行われますが、利用者の氏名及び住所、生年月日以外の情報(属性)の確認及び表示については、同法に定める認定の対象外となります。また、利用者証明書に表示される情報のうち、所属組織法人番号、所属組織名、所属組織住所、電子委任項目は、電子委任状法に従った方法にて確認及び表示が行われます。利用者指定の電子委任項目以外の権限については、当該利用者証明書に当該組織に対する包括的代理権が含まれます。利用者は、この事を十分理解し、これを承認した上で利用者証明書を利用するとともに、認証局は署名検証者に対し誤認を与える恐れのある表示、説明等を行ってはならないものとします。

NTTビジネスソリューションズ株式会社 e-Probatio 認証局 認証局代表者

<参照サイトのURL>

情報公開WEBサイト <https://www.e-probatio.com/>(トップページ)

各種規程類(PS2 サービス) <https://www.e-probatio.com/footer/info.html> (公開情報)

- e-Probatio PS2 サービス重要事項説明書
- e-Probatio 認証局 個人情報取扱要領
- e-Probatio PS2 サービス利用約款

- e-Probatio 認証局 認証業務規程 (CPS)
- e-Probatio PS2 サービス証明書ポリシー (CP)